

4. 学生教育研究災害傷害保険

(1)概要

学生の教育研究中の不慮の災害補償を行う「学生教育研究災害傷害保険」（略称：学研災）は加入手続きを学務課窓口で行い、保険金請求事務を保健管理センターが担当している。保険内容は、2,000万円の基本コースに通学中等傷害危険担保特約（略称：通学特約）と学生教育研究賠償責任保険（略称：付帯賠償）を付帯している。加入は任意であるが、出来るだけ加入するように（部活動に参加する学生は特に）促している。

平成22年に保障が拡大された学生生活総合保険（略称：付帯学総）が創設された。学研災及び付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に学研災に加えて任意で加入する。しかし、その加入手続きに大学は関与していないため加入数は把握していない。

表1 保険の加入状況(新入生のみ)

	新入生数	加入数	加入率(%)
昼間コース	492	206	41.9%
夜間主コース	53	15	28.3%
大学院等	57	10	17.5%
合計	602	231	38.4%

(2)保険金の請求と給付の状況

表2 保険金請求と給付の状況

No.	所属クラブ	傷病名	事故日	事故形態	入院日数	保険金支払日数	請求日	支払日	金額	備考
1	ハンドボール部	右外果部骨折	2012/11/3	5	4	4	2013/3/1	2013/4/8	¥16,000	2回目の請求は骨折部位の抜釘
					3	19	2013/12/5	2013/12/12	¥42,000	
3	-	左膝挫減創	2013/4/16	6	/	7	2013/5/11	2013/5/29	¥15,000	
4	剣道部	左手関節軟骨亀裂	2013/4/20	4	/	45	2013/6/28	2013/7/5	¥50,000	付帯学総あり
5	ラグビー部	左第3指骨折	2012/5/5	5	3	15	2013/7/10	2013/8/8	¥42,000	付帯学総あり
6	アメフト部	左尺骨骨折	2010/8/9	4	10	24	2013/7/29	2013/8/13	¥70,000	
7	ハンドボール部	左前十字靭帯断裂	2012/12/9	4	39	53	2013/8/1	2013/8/9	¥206,000	付帯学総あり
8	ラグビー部	右眼窩骨折	2013/5/4	5	10	11	2013/8/29	2013/9/24	¥40,000	付帯学総あり
9	バスケットボール部	左第4中手骨骨折	2013/5/29	4	3	42	2013/10/4	2013/10/15	¥62,000	
10	バスケットボール部	左前距腓靭帯損傷	2013/5/28	4	/	33	2013/10/24	2013/11/18	¥50,000	付帯学総あり
11	-	右橈骨遠位端骨折	2013/7/2	6	/	26	2013/10/28	2013/11/11	¥30,000	
12	硬式野球部	右肩関節唇損傷	2013/5/19	4	6	6	2013/11/29	2013/12/30	¥24,000	付帯学総あり
13	バスケットボール部	背部挫傷 腰部捻挫	2013/11/2	4	/	23	2014/2/3	2014/2/24	¥30,000	
14	硬式庭球部	左第5中足骨骨折	2013/8/4	5	20	47	2014/2/19	2014/3/6	¥130,000	
合計									¥807,000	

注：事故形態～1、正課中 2、学校行事中 3、学校施設内にいる間 4、課外活動中(学校施設内)

5、課外活動中(学校施設外) 6、通学中、7、施設間移動中

5. 健康診断証明書等の発行および諸証明の提出状況

(1)健康診断証明書の発行状況

健康診断証明書は、学務課で発行している諸々の証明書とともに、学生センターに設置している自動発行機から印刷ができる。ただし、用途を卒年次の就職活動用に限っており、それ以外は保健管理センターで随時対応し発行している。

発行状況を表1に示す。

表1 月別発行状況

発行元	用途	月別												合計	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自動発行機	就職用	19	603	114	84	52	35	40	21	17	8	19	24	1,036	
保健管理センター	就職用		67	30	15	8		1				2	6	129	
	教員採用試験用													0	
	進学用													0	
	奨学金用							1	1			1	1	4	
	教育実習													0	
	介護体験用		7											7	
	留学用		33	12					2	20	11			78	英文診断書(2)を含む
	TA用 ^{注)}									1				1	
	その他(学生)				1									1	アルバイト用1
	その他(職員)													0	
	小計	0	107	43	15	8	0	2	3	21	11	3	7	220	
	合計	19	710	157	99	60	35	42	24	38	19	22	31	1,256	

注) TA: Teaching Assistant

(2)健康診断結果通知票の配布

健康診断結果は学内の学生情報システムにアップロードしている。学生へはその作業の完了を掲示やホームページ等で周知し、その際、自分の結果を印刷フォームから印刷し保存するよう勧めている。

大学院生、非正規生は学生情報システムを利用できないため結果を印刷し配布した。(表2)

表2 健康診断結果通知票発行状況

発行枚数	52
------	----

(2) 感染症登校許可証明書提出状況

本学では「学校保健安全法」および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で規定されている学校で予防すべき感染症のうち、特に出席停止措置が必要な疾患に罹患した場合は本学指定の「感染症登校許可証明書」に医療機関で証明を受けて提出することになっている。

このことは教授会で審議され、授業の欠席の扱いについて配慮するように申し合わせている。

この制度は平成20年12月より運用を開始した。

今年度の提出状況を表3に示す。

表3 提出件数・内訳^{注)}

	月別												合計	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
内 訳	インフルエンザ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	6	A型(4),B型(1),不明(1)
	その他	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	溶連菌感染症(1),水痘(1),流行性角結膜炎(1)
合計	2	0	1	1	0	0	0	0	0	3	2	0	9		

注) 医療機関で作成された診断書提出(感染症に限る)分も件数に含む。

IV 産業衛生活動

【衛生委員会の構成員】

委員名	職名	氏名
総括衛生安全管理者	理事(総務担当副学長)	和田 健夫
産業医及び学校医	そとぞの内科院長	外園 光一
安全管理者	施設課長	澤口 哲也
衛生管理者	看護師	佐藤 希代
5号委員	准教授	石崎 香理
5号委員	教授	片桐 由喜
5号委員	学務課大学院係長	島 中 勇

【衛生委員会会議】

会議開催月	主要議題等
平成25年4月	平成25年度衛生委員会の開催日程について
5月	裁量労働従事者自己診断カードについて
6月	裁量労働従事者自己診断カードについて
7月	平成25年度職員健康診断について
8月	(メール開催:報告事項のみ)学内定期巡視について
9月	ハラスメント相談員研修及びハラスメント防止講演会の実施について 教職員定期健康診断の実施について
10月	平成25年度教職員定期健康診断の実施について インフルエンザ予防ワクチン接種料金補助事業の報告について
11月	ハラスメント防止講演会の実施報告について インフルエンザ予防ワクチン接種料金補助事業の報告について
12月	(メール開催:報告事項のみ)学内定期巡視について
平成26年1月	(メール開催:報告事項のみ)学内定期巡視について
2月	文部科学省共済組合予算による福利厚生事業について
3月	(報告事項のみ)学内定期巡視について

【保健管理センターの主な活動】

実施月日	内容
7月～年度末まで	○歩数計の貸出 利用者へは適宜、歩数計のデータ(歩数・消費カロリー・運動の強度など)をグラフ化したものを印刷し配布する。
11月7日(木)、11日(月)、 11月18日(木)、21日(金)	○(教職員対象)インフルエンザ予防接種の実施 学内62名 外部医療機関での実施8名 合計70名

V 調査・研究報告

1. アルコールパッチおよびスクリーニングテスト

(1)概要

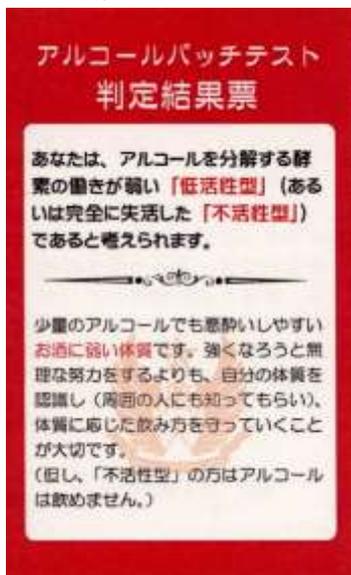
昨年春の飲酒による痛ましい出来事の後、この企画は自分の体質を知ることに加え、より一層、未成年飲や大量飲酒の危険性、適正飲酒の重要性などについて啓発することに重点をおき実施した。また、時折発せられる学生の意見や思いに耳を傾け、コミュニケーションを意識しながら対応した。

(2)実施要領

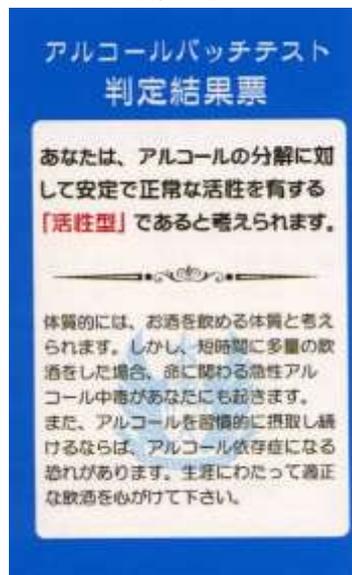
- 対 象 : 全学年、教職員
実施期間 : 5月13日(月)～5月31日(金) 9:00～16:30
周知方法 : 学内ポスター掲示、ホームページ掲載
手 順 :
- ① 学生番号、性別を受付けで記載
 - ② アルコールパッチテストの方法を説明後、パッチを貼付
 - ③ 判定までの待ち時間に、TASTテストを実施
 - ④ 上記同様の時間に適正飲酒啓発DVDを放映(15分)
 - ⑤ パッチテストの判定後、結果判定票(図1)を配布
- その他 : 各種パンフレットおよび小冊子を配置

図1 配布したカード

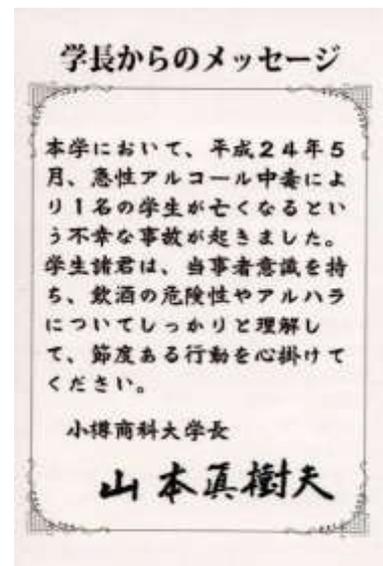
(判定結果が陽性)



(判定結果が陰性)



(各カードの裏面)



(3)検査方法

《アルコールパッチテスト》

70%エタノールを含ませたパッチテスト用の絆創膏を上腕の内側に7分間貼付する。

絆創膏をはがし、10分後に皮膚の状態を観察する。皮膚に発赤があれば陽性と判断する。

《TAST(東大式・ALDH2表現型スクリーニングテスト)》

飲酒時に表現される身体の変化について、回答用紙にある該当する項目を選び、配当された点数を合計する。合計点がマイナスなら「飲めない体質」(ALDH2活性(-))、プラスの人は「飲める体質」(ALDH2活性(+))と判断する。各自で合計点を計算し、結果票は持ち帰ることができる。

(4)結果

1)集計結果

表1 参加数(性別)

	学生	職員等	合計
男	291	2	293
女	242	3	245
合計	533	5	538

図2 過去6年間の参加数

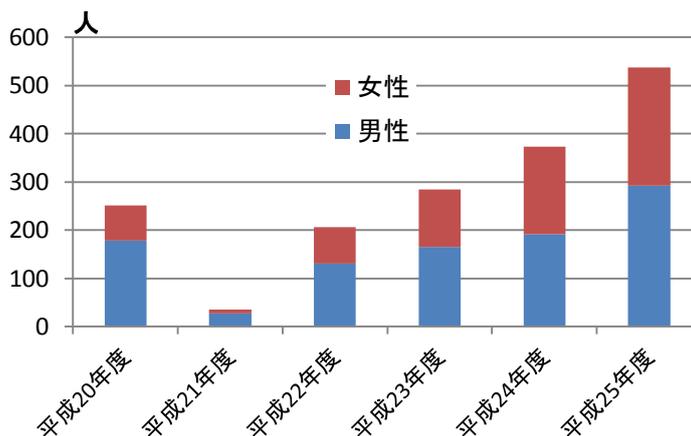


図3 学年別参加割合

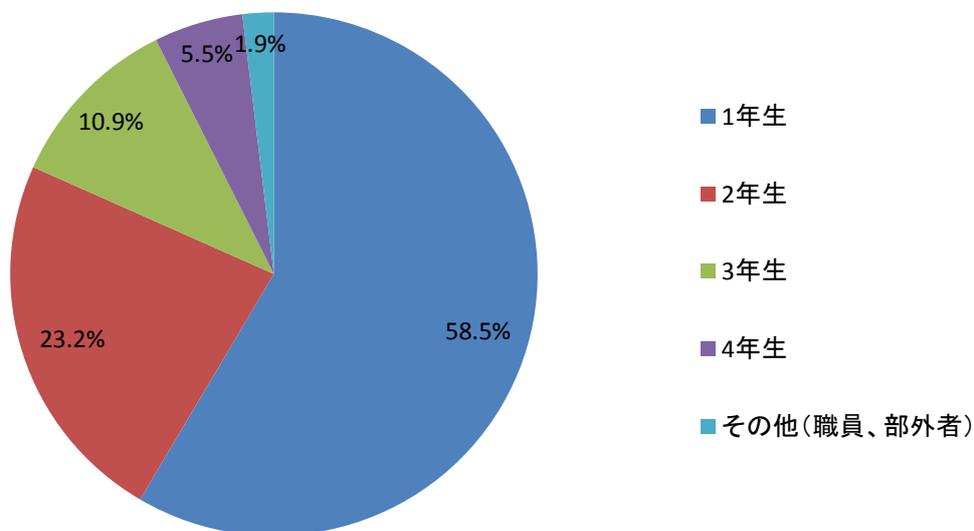


図4 日別参加数

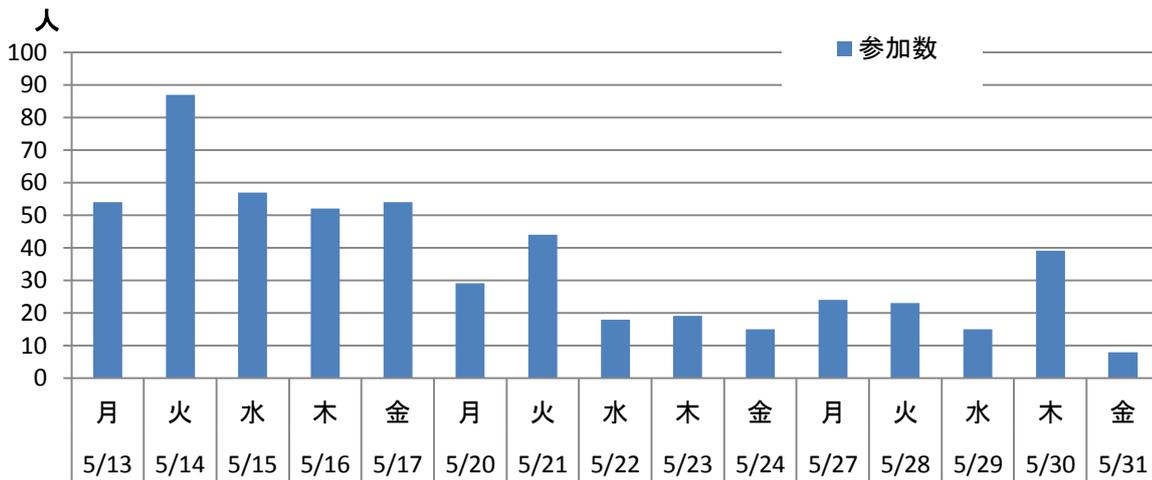


表2 アルコールパッチテスト結果

	陽性(+)		陰性(-)		合計
	人数	割合	人数	割合	
男子	127	31.1%	166	68.9%	293
女子	94	37.9%	151	62.1%	245
合計	221	41.1%	317	58.9%	538

表3 TASTテスト結果

	弱いタイプ		強いタイプ		合計
	人数	割合	人数	割合	
男子	61	30.0%	142	70.0%	203
女子	37	25.9%	106	74.1%	143
合計	86	24.9%	204	59.0%	346

※飲酒経験がない192名は未回答

表4 TASTテストとパッチテストのクロス集計(学生)

		パッチテスト				合計
		陽性		陰性		
		人数	割合	人数	割合	
TASTテスト	弱いタイプ	61	17.6%	187	54.0%	248
	強いタイプ	82	23.7%	16	4.6%	98
合計		143	41.3%	203	58.7%	346

表5 TASTテストとパッチテスト判定結果の一致状況

判定結果	人数	割合
不一致	77	22.3%
一致	269	77.7%
合計	346	100.0%

2. 体組成測定

(1) 概要

平成9年に「体脂肪測定」を開始し、平成18年からは「体組成測定」に変更し継続している。毎年、サークルや部活単位で測定に訪れる学生が多い。また、この期間に測定に訪れるだけでなく、普段もたびたび測定に来所する学生がいる。健康診断時と現在の体重の変化をチェックしたり、日ごろの運動やダイエットの効果を確認する機会にしているようである。

(2) 実施要領

実施期間：7月8日(月)～7月12日(金) 9:00～16:30

対象者：全学生、教職員

測定器：TANITA デュアル周波数体組成計 DC-320(スタンダードで測定)

周知方法：ホームページに掲載するとともに学内各所にポスターを掲示した。

(使用したポスター)

体組成測定を実施します

「体組成」とは、体脂肪や筋肉、骨など私たちの体を構成する組織のことです。自分の身体の状態を知ることによって、より効果的な健康管理ができます。内臓の周囲につく「内臓脂肪」や姿勢を保ったりエネルギー消費に関与する「筋肉」、体を支える「骨」などをチェックしてみませんか。

2～3分で測定できます

7月8日(月)～12日(金)
9:00～16:30
(但し12:00～13:00は昼休み)
場所：保健管理センター1F

保健管理センター TEL: 0134-27-5266

(2)集計結果

表1 参加数

	学生	職員	合計
男性	184	3	187
女性	98	0	98
合計	282	3	285

図1 過去五年間の参加数

※平成21年は未実施

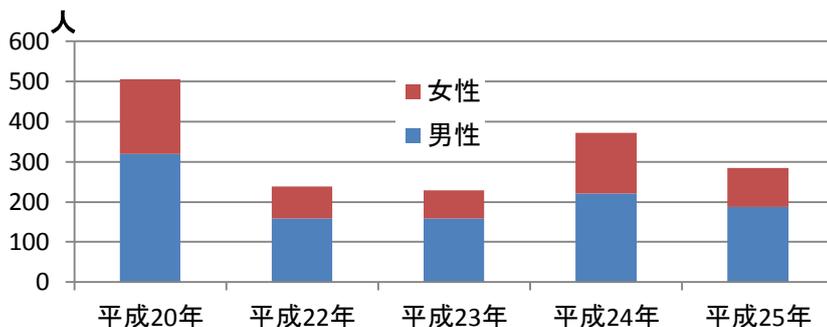


表2 各測定値の平均と標準偏差値

性別	人数	平均年齢	平均身長(cm)	平均体重(Kg)	平均体脂肪率(%)	平均BMI	平均肥満度(%)	平均筋肉量(Kg)
男性	181	20.1	172.3	62.3	12.8	21.1	-4.8	51.2
		SD 1.5	SD 6.2	SD 8.3	SD 4.7	SD 2.3	SD 10.4	SD 5.0
女性	98	20.2	158.7	50.0	24.0	19.8	-9.8	35.6
		SD 2.0	SD 5.8	SD 7.0	SD 6.2	SD 2.4	SD 10.9	SD 3.3

図2 階級別体脂肪率

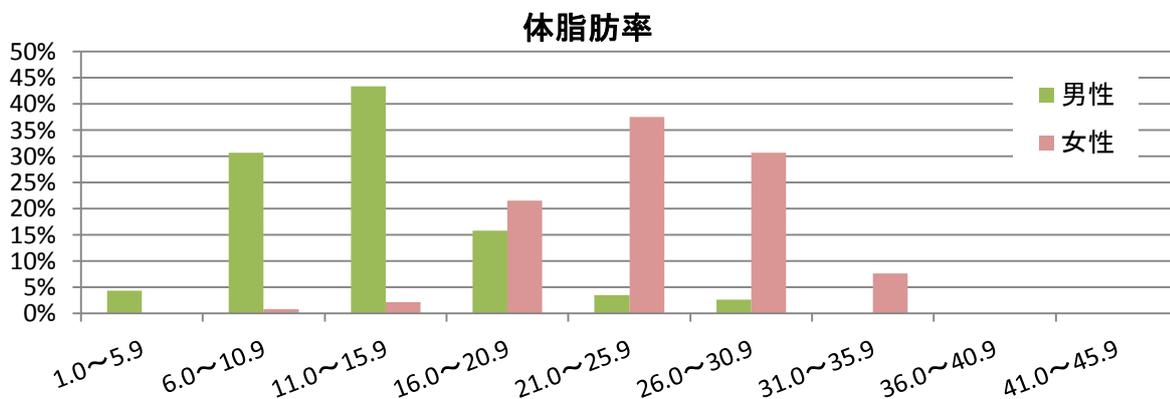
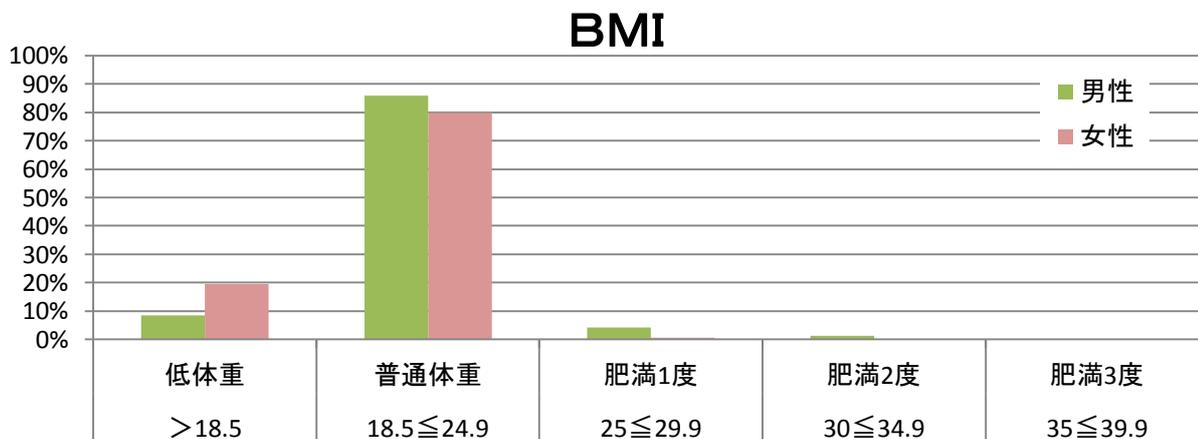


図3 階級別BMI



2. 感染症対策

(1)「予防接種歴および感染症罹患歴調査」について

1)調査概要

新入生を対象に「予防接種履歴および感染症罹患歴調査」を実施している。

主に調査の対象としたのは、結核（BCG）、麻疹、風疹、耳下腺炎、水痘のワクチン及び三種混合ワクチンの接種状況とそれらの感染症の罹患の有無である。それ以外の感染症については、自由記載とした。

質問紙への回答は罹患の「有」「無」などを選択する方法を採用し、もし罹患があった場合に分かる範囲で年齢を記載するよう依頼した。また、任意で調査票の裏面に母子手帳及び予防接種済証のコピーの添付を求めた。

調査を依頼する鏡文にはインフルエンザの予防および第4期の麻疹・風疹の予防接種を勧奨する文章を掲載した。

2)集計結果

表1 提出状況

対象学生数	提出者	提出率
590	407	68.98%

表2 予防接種の状況

予防接種 接種の有無	BCG	麻疹	風疹	水痘	耳下腺炎	三種混合	備考
済	393	321	291	203	257	373	子宮頸ガン 77
一部または一回のみ		65	87			24	日本脳炎 23
未	10	12	25	189	139	9	
不明	4	9	4	15	11	1	

表3 罹患履歴

疾患 罹患の有	結核	麻疹	風疹	水痘	耳下腺炎	百日咳	その他	備考
有	2	31	43	262	114	0	17	
なし	365	334	322	134	265	362	390	
不明	40	42	41	11	28	45		

表4 予防接種の有無と罹患履歴のクロス集計

予防接種の有無	罹患状況								備考	
	なし		あり		不明		合計			
BCG (結核)	なし	9	2.2%	0	0.0%	1	0.2%	10	2.5%	内16件は母子手帳 の記録より
	あり	352	86.5%	2	0.5%	39	9.6%	393	96.6%	
	不明	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%	
	合計	365	89.7%	2	0.5%	40	9.8%	407	100.0%	
麻疹	1回	40	9.8%	17	4.2%	8	2.0%	65	16.0%	内45件は母子手帳 の記録より
	2回	283	69.5%	6	1.5%	32	7.9%	321	78.9%	
	なし	6	1.5%	5	1.2%	1	0.2%	12	2.9%	
	不明	5	1.2%	3	0.7%	1	0.2%	9	2.2%	
	合計	334	82.1%	31	7.6%	42	10.3%	407	100.0%	
風疹	1回	56	13.8%	20	4.9%	11	0.4%	87	21.4%	内60件は母子手帳 の記録より
	2回	250	61.4%	14	3.4%	27	8.7%	291	71.5%	
	なし	13	3.2%	9	2.2%	3	0.7%	25	6.1%	
	不明	3	0.7%	0	0.0%	1	0.2%	4	1.0%	
	合計	322	79.1%	43	10.6%	42	10.3%	407	100.0%	
水痘	なし	17	4.2%	170	41.8%	2	0.5%	189	46.4%	内5件は母子手帳 の記録より
	あり	115	28.3%	80	19.7%	8	2.0%	203	49.9%	
	不明	2	0.5%	12	2.9%	1	0.2%	15	3.7%	
	合計	134	32.9%	262	64.4%	11	2.7%	407	100.0%	
耳下腺炎	なし	50	12.3%	83	20.4%	6	1.5%	139	34.2%	内5件は母子手帳 の記録より
	あり	211	51.8%	26	6.4%	20	4.9%	257	63.1%	
	不明	4	1.0%	5	1.2%	2	0.5%	11	2.7%	
	合計	265	65.1%	114	28.0%	28	6.9%	407	100.0%	

※ 三種混合については罹患歴がなかったため表4から割愛した。

表5 その他の疾患

病名	人数
手足口病	4
伝染性紅斑	8
溶連菌感染	7
川崎病	1
EBウイルス	1
その他	1
合計	22

(2)「感染症登校許可証明書」について

提出状況等は「Ⅲ－5 健康診断証明書等の発行および諸証明の提出状況」の項を参照。

(3)教職員麻疹抗体検査および予防接種の実施状況

表6 雇入れ時健診時の麻疹抗体検査の実施状況及び予防接種実施状況

実施年度	性別	抗体検査実施数	抗体価8.0未満の者の数(IgG抗体EIA法)	予防接種実施数	備考
2009年度	男性	8	0	0	
	女性	11	1	0	
2010年度	男性	13	4	0	
	女性	6	2	0	
2011年度	男性	4	3	3	予防接種実施数に昨年度の抗体検査実施者を含む
	女性	8	0	1	
2012年度	男性	10	1	0	
	女性	10	2	1	
2013年度	男性	13	3	0	
	女性	23	6	2	
合計	男性	48	11	3	
	女性	58	11	4	

VI 教育・広報活動

1. 刊行物

大学の広報誌「学園だより」に「保健管理センターだより」を毎年4月に出版される入学記念号に掲載している。今年度の掲載内容を図1～3に示す。

【保健管理センターだより】

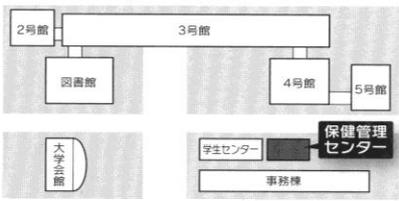
「学園だより」平成25年4月号より

図1 保健管理センターの案内

保健管理センター をご利用下さい。

保健管理センターは、皆さんの学校生活を健康面からサポートするために様々な活動を行っています。急病やけがはもとより、ちょっとした体や心の不調や心配事なども遠慮せず、まずご相談・ご利用下さい。また、自分の健康を守る上で役立つ健康診断や健康教育の機会には是非、積極的に参加して下さい。





保健管理センターの詳細はホームページから確認できます。

大学HP>学部・大学院・付属施設>付属施設>保健管理センター
<http://www.otaru-uc.ac.jp/hgaku1/hoken/>

電話：0134-27-5266
 E-mail: c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp
 場所：(左記図面参照)

学生何でも相談室 を開いています。

学生の皆さんのキャンパスライフのあらゆる問題に、悩み事について気軽に相談できる窓口として「学生何でも相談室」を開設しています。大いに利用してください。

開設時間：月曜日：14：30～17：30
 水曜日：13：30～17：30
 金曜日：13：00～17：00

※ただし、授業のない期間及び祝日は開設しません。

電話：0134-27-5241
 E-mail: soudan@office.otaru-uc.ac.jp
 場所：3号館4階(右記図面参照)



■例えば、次のようなことに悩んでいたら相談に来てください。

- ・大学生活になじめない
- ・大学生活の目標を見つけない
- ・なかなか友人ができない
- ・自分のあり方や性格について考えたい
- ・将来の進路のことを考えたい
- ・クラスやサークルでの人間関係に悩んでいる
- ・勉学への意欲や目的意識が持てない
- ・進路変更を考えている
- ・単位が取れなくて不安を感じている



8 GAKUEN DAYORI NO.171

32

図2 飲酒に対する注意喚起

危険な"イッキ飲み", "アルハラ"をなくすために

新入生諸君へのお願い

教育担当副学長 大矢 繁夫

昨年、ある体育会系クラブの「コンパ」において過度飲酒が行われ、それによって新入生（未成年）1名が命を落とすという、取り返しのつかない飲酒事故が発生しました。私たちは、この事故のことを心に刻みつけねばなりません。現在、大学ばかりでなく学生自治会もまた、クラブや同好会に対して、未成年に飲酒させないよう注意を強めていますが、皆さん自身も未成年飲酒は絶対しない、させないときっぱりと心に決めてください。「イッキ飲み」や「強要」については、いうまでもありません。飲酒なしの、新しい大学生活、新しい友人との語らいこそが、本物の充実と潤いをもたらしてくれることを知ってください。そういう「きりり」とした生活を送ってほしいと思っています。

アルハラの定義5項目 1つでもあてはまったら、アルハラになります。

【アルハラ】 アルハラとはアルコール・ハラスメントの略。飲酒にまつわる人権侵害。命を奪うこともある。

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 飲酒の強要 | 上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。 |
| 2. イッキ飲み | 場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。 |
| 3. 意図的な酔いつぶし | 酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。 |
| 4. 飲めない人への配慮を欠くこと | 本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。 |
| 5. 酔ったうえでの迷惑行為 | 酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。 |

飲み会主催者・参加者の「5つの責任」

- 1 アルハラをなくすこと。飲酒にまつわる嫌がらせ・人権侵害をしない。飲めない人への配慮として、ノンアルコール飲料を用意すること。
- 2 吐く人を出さないこと。「吐けば大丈夫」という考え方は非常に危険であると認識する。限界以上に飲ませないように心がけること。
- 3 酔いつぶれた人が出たら、介抱し、保護すること。決して放ったらかしにしてはいけない。救急医療に連絡するなどの対処をとること。
- 4 未成年者に飲酒させないこと。法律で禁止されている。20歳未満は身体が未発達なため、飲酒による影響が大きいということを忘れないこと。
- 5 車を運転する予定の人に飲酒させないこと。飲酒した人はもちろん、勧めた人も法的に罰せられる。飲酒運転が惨劇を生み出すことを理解すること。

出典：イッキのみ防止連絡協議会（2003年3月一部改正）

未成年者は 飲酒してはいけません

20歳未満の未成年はお酒を飲んではいけません。
「未成年者飲酒禁止法」という法律で禁止されていますが、それはアルコールが発達段階にある身体にとって危険なものだからです。

未成年飲酒の危険性

1. 脳の発達への影響

10代から飲酒を続けている人たちの中には、20代で脳の萎縮が始まっている例があります。発達途上の脳細胞は、より強くアルコールの影響を受けやすいことによります。

2. 急性アルコール中毒の危険性

アルコールには中枢抑制作用つまり麻酔作用があり、飲酒経験のない未成年者は、一度に多量に飲むと、急性アルコール中毒に陥ることが多くあります。また、アルコールを代謝する酵素の働きが、未成年の場合には弱いことも原因です。

3. 成長障害・性腺機能障害

男性はインポテンツ、女性は生理不順・無月経になる場合があります。

4. その他

肝臓や膵臓などの臓器障害にも陥りやすい。さらにアルコール依存症にもなりやすくなります。

未成年者飲酒禁止法について

「未成年者飲酒禁止法」は全4条からなります。以下はその内容を簡単にまとめたものです。

満20歳未満の飲酒は禁止(第1条1項)

未成年者の親権者や監督代行者は、未成年者の飲酒を制止する義務がある(第1条2項)
これに違反した場合は科料(第3条2項)

酒販売店は、未成年者が飲酒することを知りながら酒類を販売してはいけない(第1条3項)
これに違反したら50万円以下の罰金(第3条1項)
この場合、違反者だけでなく責任者も処罰される(第4条)

酒販売店は、未成年者の飲酒防止の為年齢確認等を行うこと(第1条4項)

未成年者が飲用のために持っている酒類等を行政処分として没収・廃棄できる(第2条)

2. 講演

第51回全国大学保健管理協会北海道地方部会研究集会講演報告

保健管理センター所長 大矢繁夫（旭川医大，2013，8/22）

標記の研究集会が昨年夏に開催されましたが、近年多発する大学生の飲酒事故を防止する観点から、本学の飲酒事故（2012年5月）の教訓について、「飲酒事故再発を防止するために」と題して講演を行う運びとなりました。講演の概要は以下のとおりでした。

- 事故の概要
- 事故防止に向けた大学の啓発活動等
- 学生自治会による自発的な、飲酒事故防止のための取り組み
- マスコミ報道等
- 教訓（2度と事故を起こさないために）

最後の「教訓」については、以下の諸点を重要と考え取り上げました。

- 飲酒事故が発生しやすいのは、“5月・クラブの新歓や試合後の飲食時・1年生”であり、この3点には十分注意を払うこと。
- 5月のほかにも夏休み前、秋の納会時期、4年生の追い出しコンパ時期にも啓発・注意を重ねて行うこと。
- クラブ部員全員への啓発・注意が無理な場合には、責任者と未成年者への啓発・注意を徹底すること。
- 十分な啓発・注意を行ったと思っても、「漏れ」による「自分とは関係ない」という学生の意識が残っていると認識すること。

また、改めて次の諸点についても、重要性を指摘しました。

- 被害者家族、当該クラブ部員へのメンタルケアの必要性。
- 大学生の「生徒化」意識の広がり（学生自身、保護者、マスコミ）。
- マスコミ（新聞見出し等）の影響力の大きさ。
- 飲酒事故被害の広がり：事故当事者、事故関係者のネット被害、就職への影響、在学生への精神的影響。
- 学生の自律・自治能力の育成、自治会等と大学の協力。

以上

Ⅶ 施設・管理体制

1. 保健管理センター規程

小樽商科大学保健管理センター規程について

保健管理センター設立当初に制定された(平成47年12月6日)保健管理センター規程は廃止され、今年新たな規程が制定された。また、保健管理センター運営委員会が再組織され、その規定が盛り込まれた。

○小樽商科大学保健管理センター規程

(平成25年3月12日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項の規定に基づく小樽商科大学保健管理センター(以下「センター」という。)の管理運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、小樽商科大学(以下「本学」という。)の学生及び教職員の健康の増進、疾病の予防及び早期発見その他保健管理に関する専門業務を行うことを目的とする。

第2章 業務及び組織

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 健康相談及び指導助言
- (4) 精神衛生に関する相談及び指導助言
- (5) 応急処置
- (6) 感染症の予防及び学内の環境衛生の改善
- (7) 飲酒及び薬物乱用防止等に関する教育及び啓発
- (8) 学内の保健管理に関する実施計画の企画及び立案
- (9) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (10) その他保健管理に関して必要な専門的業務、教育及び啓発

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 専任教員(医師の資格を有する者)

(3) 医療技術職員(看護師等の資格を有する者)

(4) カウンセラー

(5) その他必要な職員

2 所長は、センターの業務を掌理する。

3 専任教員は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める学校医としての業務

(2) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及び国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程に定める産業医としての業務

4 医療技術職員は、前条各号に掲げる業務を行う。

5 カウンセラーは、精神衛生に関する相談等の専門的業務を行う。

(所長の選考等)

第5条 所長の選考は、本学専任教員又は役員のうちから第7条に規定する運営委員会が推薦し、学部・大学院合同教授会の議を経て学長が行う。

2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 所長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(学校医等の委嘱)

第6条 学校医及び産業医に欠員が生じた場合は、所長の推薦に基づき、次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

2 カウンセラーは、所長の推薦に基づき次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

第3章 運営委員会等

(運営委員会)

第7条 センターに、センター業務の運営に関する必要な事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関する事項

(2) センターの事業計画に関する事項

(3) 所長候補者の推薦に関する事項

(4) センターの専任教員の選考に係る基本方針に関する事項

(5) 学校医、産業医及びカウンセラーの選考に関する事項

(6) その他センターの運営に関する事項

(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) センターの専任教員

(3) 医療技術職員

(4) 学長が指名した教員3名

(5) 学務課長

(6) 総務課長

(7) その他学長が必要と認めた者若干名

(任期)

第10条 前条第4号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学務課において、各課室の協力を得て行う。

(雑則)

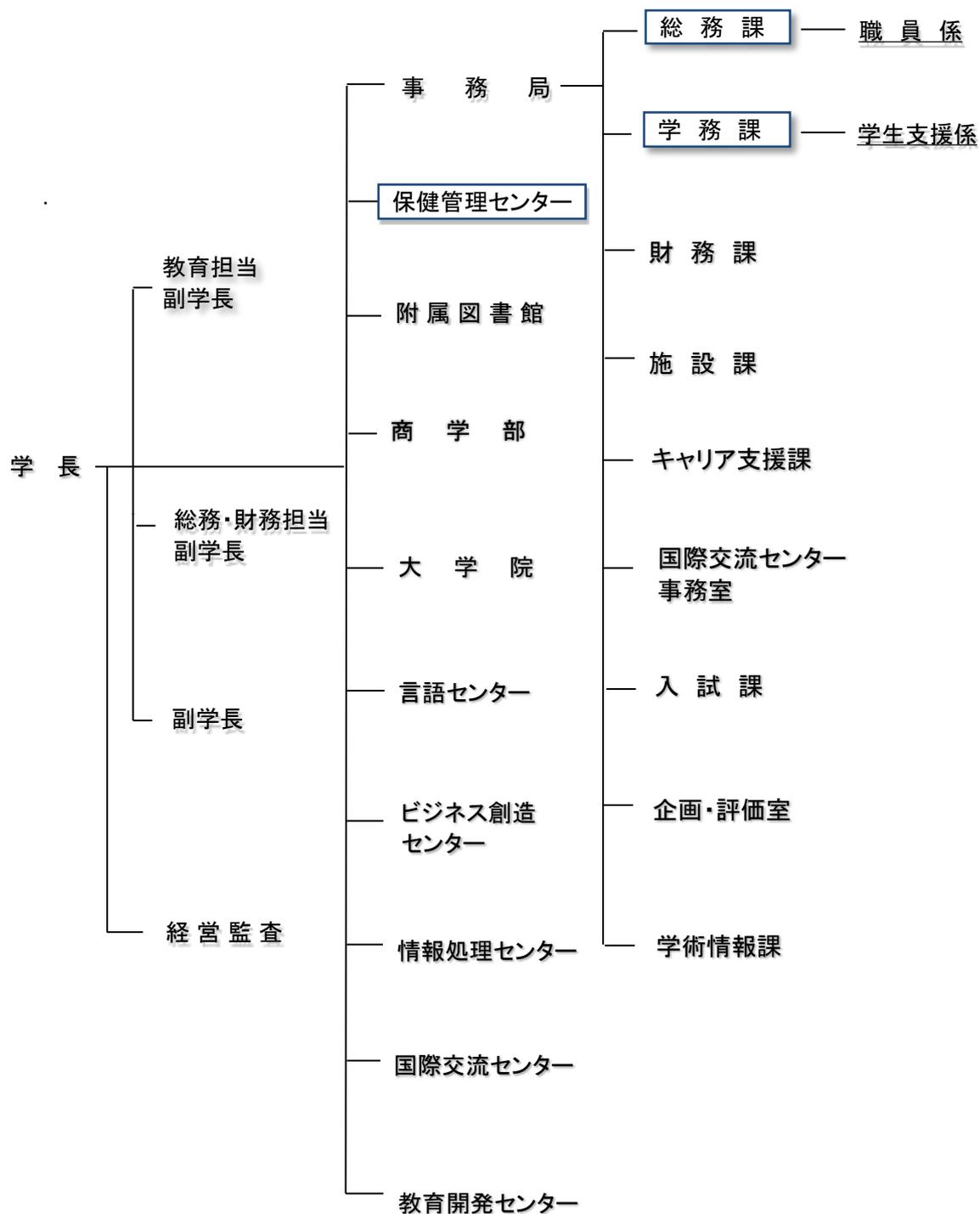
第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に所長である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2. 組織機構図



3. 関係委員会・職員

【保健管理センター運営委員会】

区分	所属	職名	氏名
委員長	教育担当副学長 (兼:保健管理センター所長)	教授	大矢 繁夫
	一般教育	教授	杉山 成
委員	一般教育	教授	花輪 啓一
	企業法学科	教授	片桐 由貴
	総務課	課長	見永 博英
	学務課	課長	佐藤 和則
	保健管理センター	看護師	佐藤 希代巳

【衛生委員会】

※ IV産業衛生活動の項を参照

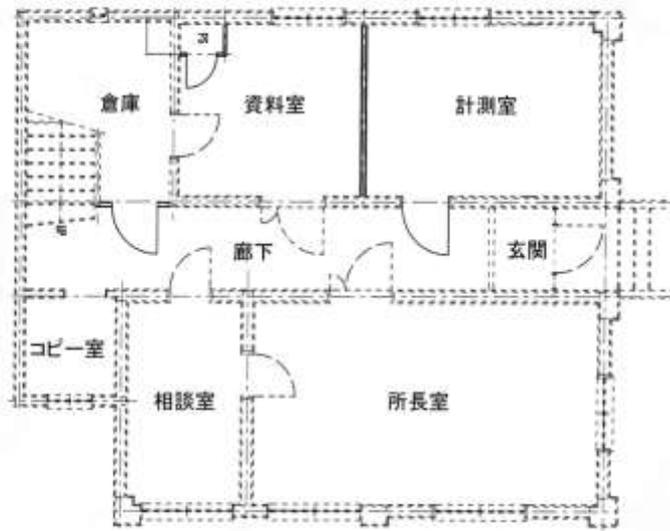
【保健管理センター職員】

職名	氏名	備考
所長	大矢 繁夫	
臨床心理士(非常勤)	秋谷 博夫	
看護師	佐藤 希代巳	
看護師(非常勤)	田中 政子	

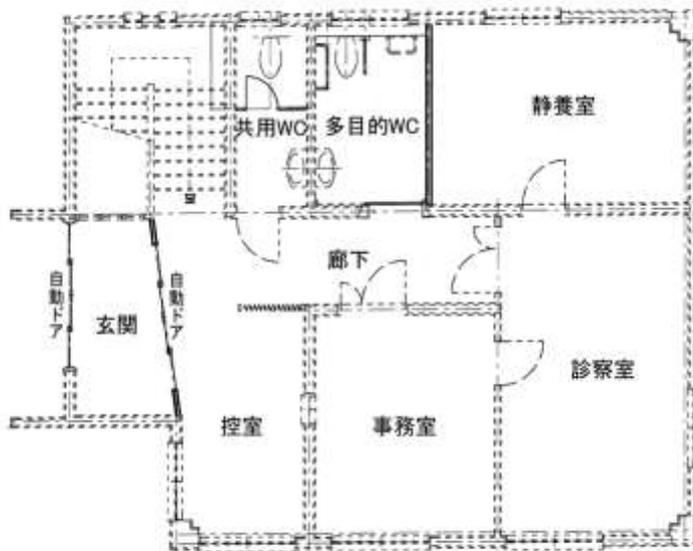
4. 保健管理センター平面図・配置図

【平面図】

建物構造：CB2階建
建物面積：延211m²



1階平面図



2階平面図

小樽商科大学保健管理センター報告書

平成 25 年度

発行 平成 27 年 3 月

編集・発行

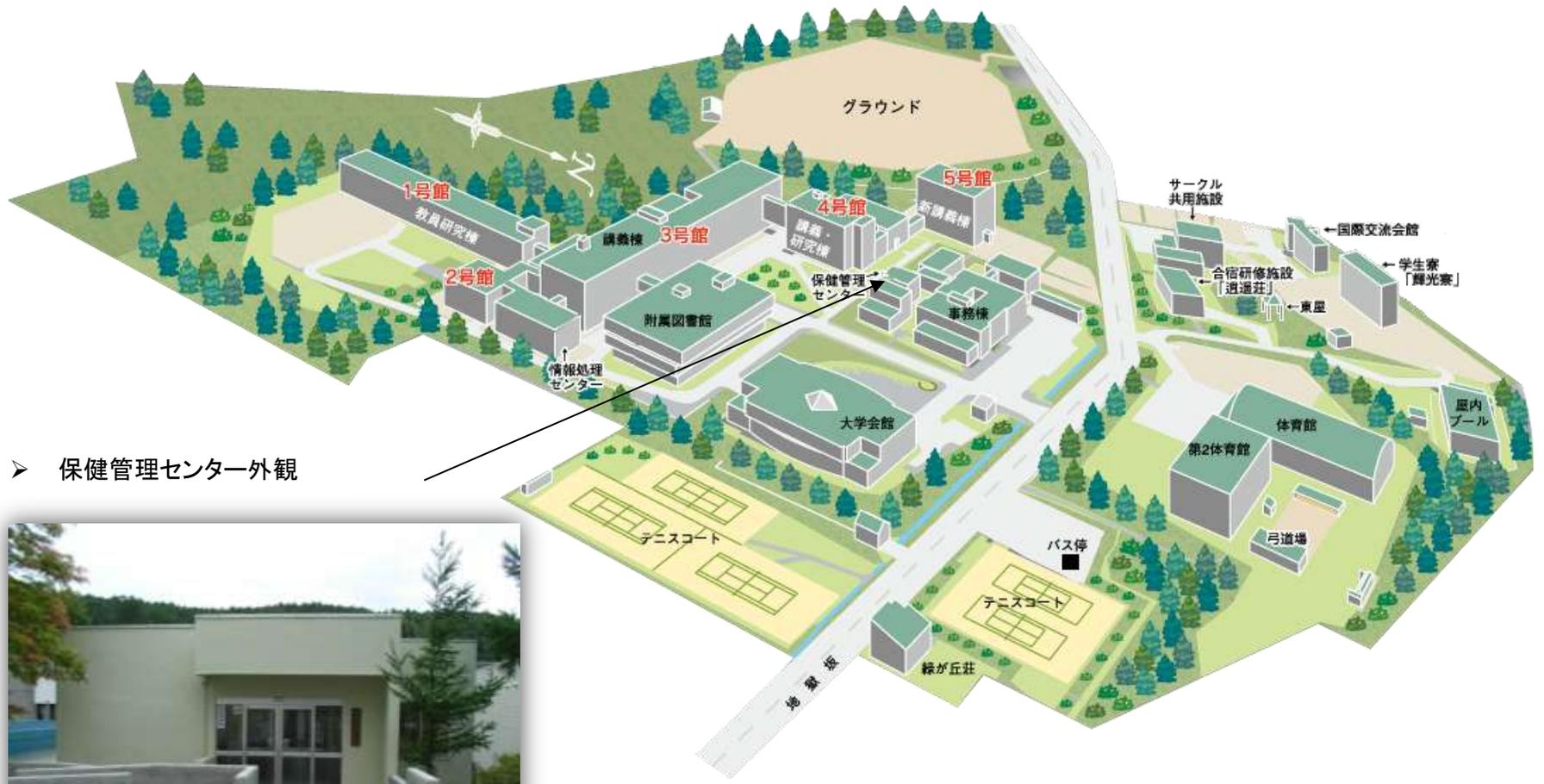
小樽商科大学保健管理センター

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

TEL 0134-27-5266

E-mail c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp

【配置図】



➤ 保健管理センター外観

